

泉佐野市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

地域活性化の観点からは、行政が行う雇用・労働施策は極めて重要であるという認識のもと、関係機関と連携を図り、施策推進に努めてまいりたいと考えています。(商工労働観光課)

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

今後も大阪府と連携し、大阪雇用対策会議において確認された各種の取り組みを、市町村の立場で対応してまいりたいと考えております。(商工労働観光課)

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

平成14年度から大阪府と連携し地域就労支援事業を進めてまいりましたが、今後も引き続き府と連携し、同事業を推進してまいりたいと考えています。(商工労働観光課)

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

最低賃金法や労働契約法・パート労働法などにつきましては、改正等の機会を見て、その周知を図ってまいりたいと考えています。(商工労働観光課)

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

総合評価入札制度につきましては、大阪府が全国に先駆けて、行政の福祉化の観点から平成15年度より公共施設の清掃業務に順次導入している制度であり、本市におきましても、本制度はいわゆる就職困難者の直接雇用につながる制度であると認識し、研究しているところです。

しかし、本市における公共施設の規模や指定管理者制度等への移行状況、現在の清掃業務委託の従事人数・業務仕様・契約金額等から考えますと、対象となる施設がかなり限られてくることや、従来型の価格による競争入札に比べて入札実施から落札者が決定されるまでの期間が1ヶ月以上長くかかること、また導入した他市の状況によりますと委員の評価のばらつきがあるという課題もあります。導入につきましては、現在のところ総合的に判断して困難であると考えておりますが、引き続き研究を重ねてまいりたいと考えております。

次に、発注する委託業務等における従事する労働者の適正な賃金の確保についてですが、これらの問題は請負業者が一定責任をもって対応すべき問題であると認識しております。しかしながら一方で、低価格入札等による労働者へのしわ寄せという問題もあることから、本市では現在入札参加資格登録審査申請時に全登録申請業者から関係法令等を遵守する旨の誓約書を提出させており、また建設工事及び測量設計業務委託の発注時には、入札参加業者に対して留意事項の一つとして労働者への適切な賃金の支払いを指導しているところです。

今後も、労働基準法等労働者保護に関する一定の法整備がなされているなかで、労働者の賃金や労働条件が適正に確保されるよう、法令遵守の徹底等に引き続き努めていきたいと考えております。
(総務課)

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」につきましては、関係機関と連携し、その周知に努めてまいりたいと考えています。
(商工労働観光課)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

昨年施行しました「企業誘致条例」の周知に努め、企業等の誘致を図ってまいりたいと考えています。
(商工労働観光課)

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

昨年施行しました「企業誘致条例」の周知に努め、企業等の誘致を図ってまいりたいと考えています。
(商工労働観光課)

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

融資制度につきましては、大阪府と連携し、利用促進に努めてまいりたいと考えております。
(商工労働観光課・総務課)

(3)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

本市の市内入札参加資格登録業者の大半が中小企業であり、当該業者の経営安定を図るため、指名競争入札や見積り合わせ物件については、可能な限り市内業者を優先した業者選定を行っており、今後も引き続き、市内業者を優先した業者選定を行っていきたいと考えております。

(商工労働観光課・総務課)

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

中小企業の公正取引の確立につきましては、関係機関の理解が深まるよう、その周知に努めてまいりたいと考えています。
(商工労働観光課)

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

本市においては、パブリックコメントや情報公開の制度等積極的な情報提供に努め、市民参画や情報の透明性の確保を行い、様々な行政施策を進めてまいりましたが、行財政改革等市の重要施策についてもより一層努めてまいりたいと考えております。(行財政管理課)

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
- ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
- ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(一括回答)

(2)①～④について、行財政改革を具体化する際には、住民の安心・安全や雇用・労働・産業の諸施策など市行政の根幹となる業務を保持しつつ、住民・職員の理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。(行財政管理課)

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

大阪府や国からの権限委譲にあたっては、財政措置をよく検討するよう努めます。(行財政管理課)

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

地方税財源の充実確保については、大阪府と協議のうえ、国に対しても積極的に提言を行うように努めます。(行財政管理課)

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構

築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

休日診療については、泉佐野熊取田尻休日診療所を開設し、泉南市・阪南市・岬町と協定を交わし、内科・小児科を運営しており、今後も医師の確保を図れるよう努力してまいります。

市立泉佐野病院の救急医療と休日・夜間診療については、昨年休止した外科部門の時間外救急診療を輪番制で昨年12月から再開しており、脳神経外科部門の輪番制も同時期に開始することができました。しかしながら、内科部門が医師不足のため再開できていないことについては、医師確保に努め一日も早い再開に向け努力してまいります。小児科医療については、泉州医療圏で輪番制により休日・夜間診療体制を確保しております。産科医療につきましては、市立貝塚病院との集約・重点化により、本院が産科医療を担うべく、周辺の市や町の協力を得るなかで昨年施設整備を実施したところです。

また、医師・看護師不足の対策として離職を防ぐ必要があり、勤務時間の多様化や子育て環境の整備に努めるとともに、専門的知識の習得等研修参加の機会の確保にも努め、復職者に対する職場復帰を円滑に図るための研修機会の充実に関しても、今後あわせて努めてまいります。

(保健センター・市立泉佐野病院総務課)

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

介護労働者の質の向上につきましては重点課題のひとつと考え、ケアマネジャー連絡会や事業者連絡会などを活用して研修・指導に努めてきており、今後も取り組んでまいります。

労働環境や労働条件につきましては、本市が直接指導監査等を実施することはできませんが、前述の質の向上に関連し機会があれば助言等を行ってまいります。

(介護保険課)

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

障害福祉サービスの利用者負担については、現在国において特別対策等による負担軽減を実施中であり、これについては平成21年4月以降も継続して実施される方向であると聞いております。引き続き国の動向を注視しつつ、大阪府と連携しながら適切な利用者負担のあり方について検討してまいります。

(障害福祉総務課)

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

メンタルヘルスの課題への対応については、大阪府や泉佐野保健所の指導のもと、自殺予防などの啓発に積極的に取り組んでまいります。(保健センター)

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを産み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

保育所における待機児童につきましては、年度途中においては数名程度ございますが、年度当初においては、平成18年度から3年連続待機児童なしの状況です。(児童福祉課)

(1)ー② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充(休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など)

(回答)

保育制度の拡充のうち休日保育につきましては、今年度実施するニーズ調査の結果を分析し、引き続き検討をしてみたいと考えております。またファミリーサポートセンターにつきましては、平成20年11月より事業を開始しており、今後は、登録会員や利用者数の増加をめざして広報等に努めてまいりたいと考えております。(児童福祉課)

(1)ー③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

総合的な子育て支援体制の強化につきましては、平成21年4月に地域との連携や交流を図るとともに総合的に子育て支援を推進するための複合施設、次世代育成地域交流センターを市内北部に開設いたします。そのなかで、公立ではじめて子育て支援センターを運営するほか、多目的ホールを活用して世代間交流や子育て講習会を開催するなど、地域コミュニティとの連携に着目した事業展開を行ってまいります。(児童福祉課)

(1)ー④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

不安定雇用につきましては、本市の場合、ここ数年正職保育士の雇用を続けてきていることや民営化の実施などにより、不安定雇用者の数は減少していく傾向にあります。労働環境については、休暇などの改善に努力しているところであり、安定的な施設運営ができるように努めております。

(児童福祉課)

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

小学校の警備員配置につきましては、学校安全交付金を活用し前年度と同じ体制で継続し、児童の安全を確保いたします。

また児童の放課後対策として、現在学童保育（留守家庭児童会）を市内13小学校区のうち10校区で開設しておりますが、3ヶ所ある未設置校区のうち以前より町会やPTAなどの方々から強い要望のありました三小校区と上之郷小校区につきまして、平成22年4月開設に向け、平成21年度に施設整備を行う予定です。

対象は小学3年生まで（長期休業期間は4年生まで）としておりますが、その拡大については、現状においても待機児童をなくすため施設の許容範囲を上回る受け入れを行っていることから、現状維持で考えております。また開設時間につきましては、平成19年4月より延長保育として終了時間を1時間延長し午後5時から午後6時までとし、保護者の就労支援及び子育て支援の推進を図っております。

学童保育の運営上の問題としては、今後大規模学童の補助金の見直しなどがあり、学童の定員や施設整備等については大きな課題であると認識しており、国が示す放課後クラブガイドラインに沿った形で運営できるよう、放課後子どもプランの動向も踏まえ、今後研究・検討してまいりたいと考えております。

(児童福祉課)

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

小・中学校では、「生きる力」の育成の一環として、社会で様々な人々とのつながりのなかで自覚をもって生きていくための基本的な態度や行動を身につけること、また豊かな労働観を養うこと等の職業体験学習や自らの進路を考える授業が実践されていますが、今後も、労働についての基礎知識を踏まえながらキャリア教育を充実させていきたいと考えています。

小学校1・2年の35人学級編制については、就学時からより少ない人数で児童一人ひとりを把握しきめ細やかな指導を行うことは、子どもの安定した学校生活の保障や基礎学力の形成等に効果があることが報告されています。また、全国学力等実態調査から見えてきた学力課題に対応していくためにも、少人数学級編制は大変重要な施策であると認識しています。大阪府独自のこの施策を守っていくよう、今後も大阪府教育委員会に働きかけていきたいと考えています。

コミュニケーション能力、問題発見・解決能力、情報収集・分析能力、創造力などを習得する機会として、地域や企業・関係諸機関との連携のもと、「ものづくり教育」の推進を検討してまいります。
(教育総務課・学校教育課)

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

本市におきましては、子どもの虐待の予防・早期発見、また虐待が発生した場合には子どもの安全確保と家族への必要な支援を行うために、福祉・教育・保健・医療・警察など関係機関が連携し、平成18年4月に泉佐野市要保護児童対策地域協議会を設置しています。また、機能性を発揮させるため児童虐待防止専門部会で実務者会議を開催し、児童虐待など問題を解決するために必要な各種事業の調査・研究・実施を図るとともに、個別ケース検討会議においては関係機関等が連携し必要な情報交換及び支援の協議を行い、要保護児童の適切な保護を図っています。

また、家庭児童相談の窓口として家庭児童相談室を児童福祉課内に設置し、家庭児童相談員2名が相談業務を実施していますが、平成20年度には計24講座に及ぶ府主催の「家庭児童相談担当者スキルアップ研修」を受講させるなど相談員の専門性及び質的向上を図っております。

今後も、子ども家庭センターをはじめ児童福祉課・保健センター・教育委員会・学校等の関係機関、また地域の民生児童委員などの連携をより緊密にし、迅速に児童虐待の問題解決及び予防を図ってまいります。
(児童福祉課)

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

ドメスティック・バイオレンス等の相談に対する支援体制については、泉佐野市相談事業連絡会議を設置し、情報交換や研修会を開催する等、大阪府をはじめ各関係機関が連携して相談者の支援にあたるよう取り組みを進めているところです。

また、相談窓口やDV防止法に関しましても、市の広報紙や「Fine」等の情報誌をはじめりん

くうテレビでの放送や冊子・チラシ等、あらゆる機会に積極的に広報を行っているところではありますが、今後とも広く市民の方々への周知に努めてまいりたいと考えております。

(人権推進課)

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本市におきましては、平成3年に行動計画「いずみさの女性プラン21」を策定し、以降、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めております。また、昨年4月には第2期行動計画の見直しを行い「改訂 人ひとプラン(改訂泉佐野市男女共同参画すいしん計画)」を策定しました。

今後も男女共同参画社会の実現のために、大阪府との連携を図りながら、プランの基本理念と基本目標・基本課題に沿って具体的施策に取り組んでまいりたいと考えております。

(人権推進課)

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門(家庭・オフィス)など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

本市の事務及び事業に関し、職員自らが率先して温室効果ガス等の抑制の推進を実施することによって地球温暖化の抑制をはじめ環境に与える影響を低減し、泉佐野市民・市内事業者の環境保全のための自発的な取り組みの推進に資することを目的とした「泉佐野市地球温暖化対策実行計画」を策定する必要があると考え、平成19年度末に策定しています。

また、大阪府では、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」を平成17年10月に制定し、エネルギーを多量に消費する事業所については平成18年4月から「温暖化対策計画書及び実績報告書」の届け出を義務付けています。

本市といたしましては、同年9月に「対策計画書」を策定し、毎年8月に実績報告を行っております。平成17年度を基準年度、温室効果ガス総排出量を11,057 tから毎年1%削減を目標とし、3ヶ年で3%減の10,724 tとしています。18年度の実績は10,963 tで94 t減少し、削減率は0.85%でした。19年度の実績は404 t減少し、削減率は3.65%で10,653 tとなっています。

自動車による渋滞を解消して円滑な自動車交通を実現し、大量に排出される温室効果ガスを減

少させる道路交通網の整備につきましては、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

地球温暖化の問題は、今後20年間対策をとらずCO₂を排出し続ければ今世紀末まで影響が残るといわれており、市民一人ひとりが温暖化防止のためライフスタイルを見直し、環境にやさしい行動（エコアクション）を実践していただくことが非常に重要となっております。

個々の削減量の把握ができないため、具体的に個人の削減努力に対して対応や評価をすることはできませんが、東京市町村自治調査会資料によりますと日本の平均世帯人員を2.7人とすると、1年間に電気・ガス・灯油等の消費から排出されるCO₂は世帯あたり約3.5tで、車のガソリンを考慮すると約7tから8tになります。そのため、家庭においても楽しんで継続できる取り組みが必要です。市民の皆様には、自転車や公共交通の利用の促進も含め身近にできる取り組みについて、今後も市報等を通じ情報提供を行ってまいります。（環境衛生課）

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

平成20年度から容器包装プラスチックの再資源化を開始し、家庭系ごみの分別収集区分につきましては12区分となりました。特に紙類に関しては、新聞・雑誌・ダンボール・その他紙容器類と細分化しております。このような取り組みを進めるなかで、大阪府の各種計画中の資源ごみのリサイクル率の達成に努めてまいります。

また事業系ごみにつきましても、食料廃棄物のうち「魚あら」「植物性油」の有効活用について、関係機関と連携し取り組んでまいります。（環境衛生課）

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

本市では、避難所開設予定場所として市内公共施設27ヶ所を指定しており、「泉佐野市地域防災計画」における被害想定に対し必要な収容数は確保できております。

避難場所への誘導標識の設置については、避難誘導體制等を含め今後検討してまいります。また緊急医療体制の確保や土石流対策、河川改修・海岸整備等については、関係機関と調整のうえ必要な対策を推進していくように検討してまいります。

義務教育施設整備につきましては、児童・生徒が安全で健康的な学校生活を営み、多彩な教育・学習活動を展開するために学校教育施設の果たす役割は極めて重要であり、教育環境の改善は児童・生徒の健やかな成長を図るうえでも不可欠です。また、学校教育施設は社会に密着した公共施設であり、地域住民の学習・スポーツ・文化活動の場や非常災害時の避難場所としての役割も果たしており、地域社会に密着した教育施設にふさわしい施設づくり、防災機能の充実した施設づくりを進めるため、学校施設の建て替えや耐震化を図らなければならない現状にあると認識しているところでございます。

現在、北中小学校（屋内運動場）・第二小学校（校舎）においては耐震化に向けた改築工事を施工中であり、来年度以降につきましても、佐野中学校（屋内運動場）・第一小学校（校舎・屋内運動場）において改築工事を予定しております。また、その他の学校についても順次耐震診断を実施し、その結果に基づいて耐震化事業を進めてまいります。財政状況が非常に厳しい折ではございますが、国庫補助等を十分に活用することにより、引き続き耐震化の実現に取り組んでまいります。

住宅の耐震補助制度につきましては、大地震発生の切迫性が指摘されている中、本市においては、新耐震基準（昭和56年5月31日）以前に建築し居住されている民間木造住宅（長屋・併用住宅及び共同住宅含む）につきまして、耐震診断費用1件あたり45,000円を限度額とした補助制度を平成19年7月より継続しております。今後は、市財政状況を踏まえさらなる耐震化の促進を図ってまいります。

（市民生活課・教育総務課・都市計画課）

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

（回答）

防犯等の治安対策として、泉佐野警察署管内の1市2町及び関係団体で組織する「泉佐野警察署管内防犯協議会」を中心に活動しております。今後も警察や地域・関係団体との連携強化を図ってまいります。

通学路の安全につきましては各学校において毎年調査し、どの小学校においても「校区安全マップ」を作成し安全な登下校を指導しております。また、各学期に一度ですが「市内一斉パトロール」を全市的に実施したり、スクールガードリーダーにより小学校区ごとに行われている見守り活動への指導・助言をいただいたりしております。今後も、「地域の子どもは、地域で守る」を原則に、学校を中心に地域の方々のご協力をお願いしてまいります。

（市民生活課・学校教育課）

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

大阪は古くから庶民的な食を先導し、食文化の発信地としての役割を果たしてきました。近年では、農畜水産物直売所施設の整備が盛んに行われ地元消費者の間で根付き始めており、伝統的食材も見直されるようになってきており、ますます特性のある食文化を形成しています。

他方では、府外や外国で生産された農畜水産物も簡単に手に入るようになり、食文化が多様化してきているとも言えます。しかし、そのようななかで食の安心や安全を脅かすような事象が頻発しており、食に対する信頼は崩壊寸前であるといっても過言ではありません。

地産地消は、生産者と消費者の距離を縮め消費者に新鮮で安全・安心な食料を提供する最適な取り組みであるばかりか、環境保全としても作用し、地域経済に活力をもたらします。この活動の推進が、問題を解消する得策であることは言うまでもありません。

本市では、地産地消活動の一環として平成15年に農産物直売所「こーたり～な」がオープンし、地産地消の拠点として重要な役割を担っています。今後におきましても、食に対する信頼の回復と食文化の発展、地域の活性化に資するよう、大消費地という立地を活かし、関係機関とも連携しながら多様な地産地消活動を推進してまいります。

なお、食料自給率等の目標値設定につきましては、都市圏における一次産業の生産基盤が元来小規模であるため自給率の飛躍的向上は想定しづらく、都市圏における数値設定の意義も含め今後の検討課題といたします。 (農林水産課)

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

人権救済のための法整備等につきましては、大阪府・大阪府市長会・大阪府町村長会において、同和問題をはじめとする様々な人権問題の早期かつ根本的な解決に向け、人権教育・啓発に関する施策のより一層の推進や人種差別撤廃条約の実効性の確保をはじめ、人権関係諸条約の早期批准に取り組むとともに、必要な財源確保を図ることなどを、国に対して要望しております。

そして本市においては、職員全員を本部員とする人権対策本部を設置し市全体であらゆる人権課題について取り組みを進めており、人権対策本部の中に啓発部会を設置して各人権課題についての広報や街頭啓発、研修会や集会などの啓発活動を行っているところです。

また、各人権課題については、新たな視点や取り組みの必要性が生じるなど、その取り組みについては固定化されるものではありません。そこで、人権啓発活動について大阪府とも連携するなかで、より効果的な取り組みができるよう図ってまいります。 (人権推進課)

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市においては、戦争は最大の人権侵害であるとの認識から、人権対策本部啓発部会内に「こ

ども平和部会」を設置し、「平和を考えるつどい」として、次代を担う子どもたちに戦争の悲惨さと平和の尊さを考えてもらう集会を実施しています。また、市民団体等の平和を訴える活動・行事にメッセージを送ることや、活動の後援などを行っています。

市の広報誌には人権について発信するページを設け、あらゆる人権課題についての啓発を行うなかで平和の大切さについての記事を掲載するなど、その啓発に努めています。今後も、さらに効果的な取り組みについて工夫してまいります。

(人権推進課)